

審査の委託について

※他機関が代表となる一括審査（中央一括審査）についても、
このスライドで説明します。

審査の委託について（目次）

- はじめに（P.3）
- 研究実施体制について（P.4）
- 申請前の手続きについて（P.5～7）
- 申請後の手続き（実施許可）について（P.8～9）

はじめに

- 本学に所属する研究者等が、本学で実施しようとする研究の審査を他の研究機関に設置された委員会で受けることを「審査の委託」と呼びます。
- 他の研究機関に所属する研究者等が研究代表者となり、他の研究機関に設置された委員会で**いわゆる一括審査（中央一括審査）**を受ける場合も「審査の委託」に含まれます。

1.まず、研究実施体制を確認してください。

a. 本学以外の研究機関に研究代表者を置く多機関共同研究に参加したい

b. 本学に研究代表者を置き、学会等が指定する委員会で多機関共同研究を実施したい

👉 **本学に研究代表者を置く研究は、原則として本学の委員会に審査を申請してください。**

2.申請前の手続きについて

- 2021年6月30日施行の新指針では、
研究責任者が直接、他の研究機関に設置された倫理審査委員会に**審査を委託できる**ことになっています。
- そのため、本学に所属する研究者等は、審査を委託する倫理審査委員会あるいは多機関共同研究の研究代表者に、必要書類を直接確認し作成してください。

2.申請前の手続きについて

- 基本的な書類の例

- ① 審査を依頼する書類（審査依頼書、要件確認書など）

※研究機関によっては、「研究機関の長」の押印を求める場合があります。

その際は委員会事務局（研究協力課研究支援係:rinri@hama-med.ac.jp）が手続きしますのでご連絡ください。

- ② 研究責任者の適格性を確認する書類（履歴書など）

- ③ 研究責任者の倫理教育の受講状況を確認する書類（受講証書など）

☞ 必要書類が作成できたら、審査を委託する倫理審査委員会あるいは多機関共同研究の研究代表者に直接提出していただいて結構です。

2.申請前の手続きについて

- なお、本学研究者の申請状況について
情報収集に協力いただける場合は、所定の届出書をご作成いただき、委員会事務局にメール添付でご送付ください。
- 届出書
⇒ A4一枚程度の簡単な書類です。
(送付先：rinri@hama-med.ac.jp)

3.申請後の手続き（実施許可）について

- 本学に所属する研究者等は、審査を委託する倫理審査委員会の審査結果を受け取った後、システムを通じて学内の「実施許可」の手続きを行ってください。

☞倫理指針に準拠して実施する研究は、倫理審査委員会の審査結果だけでは研究実施が認められず、別途「研究機関の長」による「実施許可」を受ける必要があります。

☞審査結果が「承認」以外の場合は、「承認」の審査結果が得られてから「実施許可」の手続きを行ってください。

3.申請後の手続き（実施許可）について

【注意】

- 実施許可を受けずに研究を実施してしまうと、倫理指針上の「重大な不適合」に当てはまる可能性があります。「重大な不適合」が発覚した場合は研究機関の長である学長から、所管する大臣に報告する事態となってしまいます。
- 過去に他の研究機関で「重大な不適合」の発覚により研究機関の長が謝罪会見を開き、論文誌に掲載予定であった論文を撤回する事態に発展した事案もありますので、くれぐれも注意してください。